



イギリスへお引越されるお客様へ

株式会社 **サカイ引越センター**
Sakai Moving Service Co.,Ltd.

必要書類	<p>【日本側】①パスポートコピー ②ビザコピー ③旅程表(Eチケットコピー) 【現地側】Transfer of Residence申請のUnique Reference Number(URN) [Transfer of Residence Application/引越に伴う免税輸入申請] 下記URLからStart nowを選択し申請してください。 https://www.gov.uk/guidance/application-for-transfer-of-residence-relief-tor1 ※パスポート、英国側住所(仮住まいも可)証明、日本の住所証明、家財リストが必要です。 ★航空便も船便も、原則URNをご取得頂いてから発送となります。 【その他】①海外引越輸送契約書 ②保険申込書(必要な場合のみ)</p>
お運び出来ない品	<p>貴重品(現金・通帳・有価証券・貴金属・宝石類等) 動植物(土の付いた物)、土壌、規制のある食料品・飲料 危険物(可燃製品・スプレー缶・ガスボンベ・ライター・マッチ等) 医薬品、処方箋、商品</p>
輸入禁止品 輸入規制品	<p>拳銃・刀剣・武器・弾薬・爆発物・危険物(模造刀・模造拳銃含む) 商標権や特許権・著作権の権利侵害物品、偽造・変造・模造の通貨や証券等 麻薬・覚せい剤及び吸煙具・けし・大麻の実・毒物・ガム・劇物 ポルノ(写真・雑誌・DVD・ビデオテープ等)、政治的煽動文書 ワシントン条約該当品目および保護動物由来の毛皮など動物製品、古美術品 トランシーバー、通信機器、商品 ※新品貨物…購入から6ヶ月以下の貨物・未使用品については課税対象となります。 ※食品…輸入時に検疫対象となる可能性がございます。 ※アルコール・タバコ…課税対象です。</p>
ご注意	<p>※貴重品(貨幣、有価証券、通帳、貴金属、宝石等)は携帯手荷物としてお持ちください。 ※購入から6ヶ月以下の貨物については、全て課税対象となります(要申告)。 ※移住後12 か月以上当該の家財を使用予定であり販売・貸出・譲渡しないことが免税条件です。 ※アルコール・タバコ・タバコ製品については全て課税対象です。 ※関税・保管料については、現地にてお客様にてご決済頂きます。 ※航空便輸送の際には、国交省および各航空会社規定の持ち込み禁止品目がございます。 禁止品目についてはお引き受けすることが出来ませんので、ご注意ください。</p>
お預かりについて	<p>基本的には弊社手配のスタッフにて梱包をさせていただきます。 お客様にて梱包頂く場合、ダンボールの口は閉めず、 内容物と数量のメモをダンボールに入れて頂けますようお願い致します。 家電製品はメーカー、品番、シリアルに記載が必要な場合もございますのでスタッフに梱包お任せ下さい。</p>
船積みについて	<p>書類が揃い次第船積みをさせていただきます。 事前に書類の確認をさせていただきますので、 書類が揃う予定日が決まりましたらご一報をお願い致します。 書類の確認が出来次第、船の予約→船積みさせていただきます。</p>
現地通関について	<p>お預かりのタイミング等のお打合せのご連絡を現地代理店よりさせていただきます。 (現地代理店につきましては船積み頃にご案内させていただきます。)</p>
その他	<p>通関事情は急遽変更になる場合がございますので、都度営業よりご案内させていただきます。 入港する港・タイミングによっても通関事情が異なります。 高額な美術品や骨董品がある場合は事前にお知らせ下さい。 新品は課税対象となります。現地で発生しました税金はお客様にて現地決済頂く形となります。 弊社を介して保険をご購入の場合は付保金額の1.5%が保険料金となります。</p>

ご不明な点やご質問が御座いましたら、
 お気軽に下記フリーダイヤルか
 メールにてお問い合わせ下さい。

TEL 0120-78-1141

